

自然公園制度のあり方検討会について

1. 趣旨

平成 22 年 4 月の改正自然公園法施行から 9 年が経過し、その間、東日本大震災の発生・復興、協働型管理運営の推進、国立公園満喫プロジェクトの展開等、社会情勢や自然公園行政を取巻く状況が大きく変化をしてきた。

前回の改正自然公園法の附則に、法律の施行後 5 年を経過した場合において、法の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする定められていることも踏まえ、今般、自然公園法の施行状況の点検を行うとともに、今後の自然公園制度のあり方について、検討を行う。

なお、これまで、有識者ヒアリングや非公開の勉強会により議論を行ってきており、それらの結果も踏まえて検討を進める。

2. 進め方

「自然公園制度のあり方検討会」を令和元年度内に 2 回開催し、提言等を取りまとめる。また、検討会の下に、2 つのテーマに沿った分科会を置き、詳細の検討を行う。

検討会は原則として公開とし、議事については議事要旨を公開する。なお、資料についても原則公開とするが、公開することが不適切なものについては座長の判断で非公開にできることとする。

3. 委員（50 音順）

愛甲 哲也（北海道大学農学研究院 准教授）
大黒 俊哉（東京大学大学院農学生命科学研究科 教授）
海津 ゆりえ（文教大学国際学部国際観光学科 教授）
下村 彰男（東京大学大学院農学生命科学研究科 教授） < 座長 >
高田 真由美（長野県 環境部長）
徳永 哲雄（弟子屈町長）
新美 育文（明治大学法学部 名誉教授）
涌井 史郎（東京都市大学 特別教授）
渡邊 綱男（自然環境研究センター 上席研究員）

座長は、必要に応じて、委員以外の有識者等に対し、有識者会議への出席を求めることができる。

座長は、自らが検討会に出席できない場合、委員の中から座長代理を指名することとする。

4. その他

検討会の事務局は環境省自然環境局国立公園課に置く。ただし、事務の一部を（公財）日本交通公社に委任する。

上記の定めのない事項で、検討会の運営に必要なものは、別に定める。